

岡崎市入札及び契約内容等の公表に関する要綱

平成19年3月15日
告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、岡崎市が行う建設工事、設計業務等、業務委託及び物品購入の入札及び契約事務の適正化・透明性の確保のため、入札及び契約内容等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計業務等 建設工事に関連する設計、監理、調査、企画、立案及び測量に関する業務の委託をいう。
- (3) 業務委託 前号以外の業務の委託をいう。
- (4) 物品購入 物品の購入、製造、修繕、改造及び売払い並びに印刷製本費に係るものをいう。
- (5) 賃貸借 物品等に係る賃貸借をいう。
- (6) 電子入札システム 建設工事及び設計業務等にあつては、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のことをいい、業務委託、物品購入及び賃貸借にあつては、あいち電子調達共同システム（物品等）のことをいう。

(公表の対象)

第3条 公表の対象は、次に掲げるとおりとする。ただし、公共の安全及び秩序の維持に密接に関連するものであって市の行為を秘密にする必要があるものについては、この限りでない。

- (1) 契約課で競争入札を行う建設工事、設計業務等、業務委託、物品購入及び賃貸借
- (2) 契約課以外で競争入札を行う業務委託のうち委任契約、単価による契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）以外の各法令等に準拠する必要がある契約を除くもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までに該当する随意契約による予定価格130万円を超える建設工事
- (4) 政令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までに該当する随意契約による契約金額500万円以上の設計業務等、業務委託及び物品購入
- (5) 政令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約による業務委託及び物品購入

(公表事項)

第4条 公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事

- ア 発注の見通しに関する事項
- イ 入札参加資格者名簿
- ウ 指名競争入札参加者を指名する場合の基準
- エ 一般競争入札参加資格
- オ 一般競争入札及び指名競争入札における質問及び回答
- カ 入札結果に関する事項
- キ 総合評価落札方式による入札に関する事項
- ク 契約の内容
- ケ 変更契約の内容
- コ 入札参加停止措置を受けた者の商号又は名称並びに停止期間及び理由
- サ 岡崎市入札監視委員会に関する事項
- シ 入札及び契約過程に係る不服申立てに関する事項

(2) 設計業務等

- ア 発注の見通しに関する事項
- イ 入札参加資格者名簿
- ウ 指名競争入札参加者を指名する場合の基準
- エ 一般競争入札参加資格
- オ 入札結果に関する事項
- カ 政令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までに該当する随意契約によるものにあつては、契約の内容
- キ 入札参加停止措置を受けた者の商号又は名称並びに停止期間及び理由
- ク 岡崎市入札監視委員会に関する事項
- ケ 入札及び契約過程に係る不服申立てに関する事項

(3) 業務委託

- ア 入札参加資格者名簿
- イ 指名競争入札参加者を指名する場合の基準
- ウ 一般競争入札参加資格
- エ 入札結果に関する事項
- オ 総合評価落札方式による入札に関する事項
- カ 政令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約によるものにあつては、発注の見通し及び契約の内容
- キ 政令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までに該当する随意契約によるものにあつては、契約の内容
- ク 入札参加停止措置を受けた者の商号又は名称並びに停止期間及び理由
- ケ 岡崎市入札監視委員会に関する事項
- コ 入札及び契約過程に係る不服申立てに関する事項

(4) 物品購入

- ア 入札参加資格者名簿
- イ 指名競争入札参加者を指名する場合の基準
- ウ 一般競争入札参加資格
- エ 入札結果に関する事項
- オ 政令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約によるものにあつては、発注の見通し及び契約の内容

- カ 政令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までに該当する随意契約によるものにあつては、契約の内容
- キ 入札参加停止措置を受けた者の商号又は名称並びに停止期間及び理由
- ク 入札及び契約過程に係る不服申立てに関する事項

(5) 賃貸借

- ア 入札参加資格者名簿
- イ 指名競争入札参加者を指名する場合の基準
- ウ 一般競争入札参加資格
- エ 入札結果に関する事項
- オ 政令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約によるものにあつては、発注の見通し及び契約の内容
- カ 政令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までに該当する随意契約によるものにあつては、契約の内容
- キ 入札参加停止措置を受けた者の商号又は名称並びに停止期間及び理由
- ク 入札及び契約過程に係る不服申立てに関する事項

(公表の方法)

第5条 公表は、市政情報コーナー、電子入札システム及び岡崎市ホームページのいずれかにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成13年岡崎市告示第83号（市が発注する建設工事に係る発注の見通しに関する事項並びに市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の方法）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。